

告示

埼玉県告示第九百七十二号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十三条第一項の規定により、同法第十六条第一項第六号の事項に変更があった旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

令和二年九月四日

埼玉県知事 大野 元裕

登録番号	肥料の種類	変更事項	変更内容	
埼玉県第 六八二号	副産石灰肥料	キューピータ マゴ株式会社 代表者の変更	変更前 齋藤 謙吾	変更後 高宮 満
埼玉県第 六五一号	肉かす粉末	株式会社 パレスホテル 代表者の変更	変更前 荒牧 幹人	変更後 吉原 大介